

令和5年(行ウ)第45号

越谷市行政財産「管理を怠る事実」の違法確認請求事件

原告 土屋 公司

被告 越谷市 外1名

準備書面(1)

令和6年6月5日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告ら訴訟代理人

弁護士 松崎勝

被告ら訴訟復代理人

弁護士 石川重弘

第1 本準備書面について

- 1 原告の本訴請求は、原告自らが自陳するとおり、地方自治法242条の2第1項が規定する「住民訴訟」であり、行政事件訴訟法5条が規定する「民衆訴訟」であって、同法42条から明らかに「法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。」ものであって、「請求の趣旨」は本訴を審理するにあたり重要なものである。
- 2 被告らとしては、原告の本訴請求の上記特殊性を踏まえて、答弁書において、まず請求の趣旨の整理が行われるべき旨を主張、指摘したところ、令和6年3月27日の第1回口頭弁論期日において、請求の趣旨に関しては、令和6年2月6日付け「回答書兼訴状訂正申立書」2頁に記載されている第1項ないし第

4項、第6項及び第7項であり、第5項は取下げると整理されたものである（第1回口頭弁論調書参照）。

3 本準備書面は、第1回口頭弁論調書から明らかなどおり「回答書兼訴状訂正申立書」2頁に記載されている請求の趣旨第1項ないし第4項に関し、被告らとして、争点を明確にすべく、主張、反論するものである。

第2 被告らの主張の基本的考え方について

- 1 原告の本訴請求は、物件目録に「1 越谷市レイクタウン四丁目1-3所在 の土地一部」等と表示されていることから明らかなどおり、越谷市が所有する「水辺のまちづくり館」（原告は訴状2頁において「水辺の街つくり館」と記載しているが、正確には「水辺のまちづくり館」であるので、以下「水辺のまちづくり館」で統一する。）及びその敷地の管理等をめぐる住民訴訟である。
- 2 ところで、「水辺のまちづくり館」及びその敷地の管理をめぐる住民訴訟としては、現在の原告が、同じく原告となって提起した住民訴訟（被告は、越谷市長高橋努である。）としてさいたま地裁平成29年（行ウ）第42号「越谷市職員措置請求に係る違法不当な確認請求事件」（乙第1号証）（控訴審：東京高裁令和元年（行コ）第179号（乙第2号証）。上告審：最高裁令和2年（行ヒ）第93号（乙第3号証）。）が存在するところ、上記訴訟において、原告の請求は棄却されて確定したものの、被告（越谷市）の敷地（本件土地）の使用について「目的外使用許可の手続を経ることを要しない」旨の被告主張について、さいたま地裁令和元年5月29日判決（乙第1号証）は、19頁において「本件各土地上に存する本件建物の建築面積は、本件各土地の面積の1割にも満たず、また、本件建物の周囲には塀等が存在せず、本件建物の敷地とされる土地の範囲が外観上明確にされていないことに照らすと、普通財産である本件建物の使用が当然に行政財産である本件各土地全体の使用を伴うという関係にあると見ることは困難である。そして、本件観光協会による本件各土地の使

用の用途は、本件各土地の行政財産としての用途とは異なるものであるから、目的外使用許可の手続を経ることが必要であると解される。」と判示されたことを踏まえ、かつ、東京高裁判決（乙第2号証）が令和元年11月28日に出されたことを踏まえ、越谷市（より正確には、越谷市長である。）は、令和2年4月1日付をもって、一般社団法人越谷市観光協会（以下「（一社）越谷市観光協会」という。）に対し、本件土地の使用許可処分をなし、その後令和3年4月1日付け、令和4年3月8日付け、令和5年3月6日付け（甲第3号証）と行政財産使用許可処分をなしているのであり、上記点からすれば、原告の本訴請求は、まさに前訴の蒸し返し訴訟と言っても決して過言ではないものなのである。

- 3 被告らとしては、原告は本訴において、縷々主張するものの、水辺のまちづくり館及びその敷地をめぐる問題については、越谷市としては、前記司法判断を前提により適正に対応したものなのであり、違法、不当と言われるものは全くないことをまず主張、指摘する次第である。
- 4 ちなみに、本訴の前提となっている令和5年（2023年）10月16日付け「住民監査請求に係る監査結果について（通知）」（甲第2号証）において、19頁以下で「ア 住民監査請求の経緯」、「イ 住民訴訟の経緯」との表示のもと、前訴の経過等も説示されていることを付言するとともに、今般、争点を明確にするという観点から、さいたま地裁判決等を乙第1ないし第3号証として証拠提出するものであることを付言する。

第3 請求の趣旨第1項（行政財産の使用許可処分の取り消し）について

- 1 本案前の答弁
 - (1) 本件訴えを却下する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。との判決を求める。

2 本案前の答弁の理由

- (1) 請求の趣旨第1項は、越谷市長が令和5年3月6日付けて（一社）越谷市観光協会に対しなした本件土地に関する行政財産の使用許可処分（以下「本件使用許可処分」という。）の取消しを求めるものである。
- (2) しかし、そもそも本件使用許可処分は、すでに述べたとおり、さいたま地裁判決（乙第1号証）及び東京高裁判決（乙第2号証）を受けて越谷市長においてより適正、適切に対応すべくなされたものにすぎないものであり、財務会計上の行為としてなしたものではないのであり、住民訴訟の対象とはそもそもなり得ないものである。
- (3) ちなみに、最高裁平成2年4月12日判決（民集44巻3号431頁。京都市建設局長事件。）は、「上告人らの右行為は、市道予定地を道路状の形状にすることにより道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当である。」と判示し、結論として、「してみれば、上告人らの行為は法242条の2に定める住民訴訟の対象となる行為とはいえないから、被上告人らの本件訴えは不適法といるべきである。そうすると、これと異なり、右訴えが適法であるとの前提のもとに被上告人の請求を認容した原審及び第一審の判断は、法令の解釈適用を誤ったものであり、その違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決を破棄して、第一審判決を取り消したうえ、右訴えを却下すべきである。」と判示し、訴え却下の判断をなしているのである。
- (4) 被告らとしては、上記最高裁平成2年4月12日判決を踏まえ、本案前の答弁として「訴え却下」の判決を求める次第である。

3 本案に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める

4 請求の原因に対する認否

- (1) 原告主張の本件土地について、越谷市は地方自治法238条3項が規定する行政財産に分類していることについては、特段これを争わない。
- (2) ところで、行政財産とは、地方自治法238条4項において、「公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」と定義されているのであるが、越谷市としては、本件土地を行政財産とは分類しているものの、現在、使用目的を明確にして「公用又は公共用」に供しているものではないのである。
- (3) なお、あらためて述べるまでもないかとは思料するが、地方自治法238条の4第1項は、行政財産については、原則として民法の適用を排除し、それに代わるものとして、地方自治法238条の4第7項において、いわゆる「目的外使用許可」処分が出来る旨を規定しているのであり、越谷市は、すでに述べたとおり、前記さいたま地裁判決等を踏まえ、(一社)越谷市観光協会に行政財産の使用許可処分なしたものである。
- (4) 越谷市の本件土地に関してなした使用許可処分は、地方自治法等の法令に基づきなされたものであることは明らかであり、被告らとしては、請求棄却の判決を求めるものである。

第4 請求の趣旨第2項（使用料免除処分の取り消し）について

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

2 請求の原因に対する認否

- (1) 越谷市長は、すでに述べたとおり、令和5年3月6日付けをもって、本件土地について、(一社)越谷市観光協会に対し行政財産の使用許可処分をなしているものである。
- (2) ところで、行政財産の使用許可に関し、その使用料については「越谷市行政財産の使用料に関する条例」(平成23年条例第24号。以下「本件使用料条例」という。)(乙第4号証)が存在し、本件土地の1年間の使用料は金3005万7875円となるところ、本件使用料条例5条1号は「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用するとき。」は、上記使用料を減額又は免除することができる旨を規定している。
- (3) (一社)越谷市観光協会は、定款から明らかなどおり非営利団体であり、越谷市における「観光と産業の健全な発展を図る一般社団法人であって、本件使用料条例5条1号が規定する公共的団体なのであり、使用料の免除は本件使用料条例に根拠を有するものであり、適法なものなのである。
- (4) よって、被告らとしては請求棄却の判決を求めるものである。

第5 請求の趣旨第3項 ((一社)越谷市観光協会らへの金員請求) について

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

2 請求の趣旨に対する認否

- (1) 原告主張の金3005万7875円は、上記に述べたとおり、本件使用料条例にもとづく本件土地に関する令和5年度の行政財産の使用許可に伴う使用料相当額である。

- (2) しかし、上記に述べたとおり、越谷市は本件使用料条例5条1号にもとづく使用料の免除をなしているのであり、原告の本訴請求の失当たることは明らかである。
- (3) よって、被告らとしては請求棄却の判決を求めるものである。
- (4) なお、請求の趣旨第3項(3)に関し、[]は、令和5年度分の使用料の免除には全く関与していないのであり、最高裁昭和62年4月10日判決(民集41巻3号239頁。東京都議会議長事件。)からしても、訴え却下となるものと思料するものであることを念のため付言する。

第6 請求の趣旨第4項 ((一社)越谷市観光協会への6600万円の金員請求)について

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

2 請求の原因に対する認否

- (1) 原告主張の金6600万円は、令和5年度における越谷市の(一社)越谷市観光協会への補助金の概算払い金額である。
- (2) あらためて述べるまでもなく、地方自治法232条の2は「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているのであり、本件補助金は「公益上必要がある。」との判断のもとに交付されるものであり、違法不当なものでないことは明らかである。
- (3) よって、被告らとしては請求棄却の判決を求めるものである。

第7 被告らの要望

- 1 原告の本訴請求は、上記に述べたとおり、請求の趣旨からして種々の主張を含むものであり、請求の趣旨を踏まえて争点整理がなされなければならないものである。
- 2 被告らとしては、今般整理された請求の趣旨を踏まえ、貴裁判所において、争点の整理を行われることを切望するとともに、今後、争点の整理がなされた場合には、金員の支払いの請求の対象とされた者に対し、地方自治法242条の2第7項が規定する訴訟告知をなすものであることを付言するものである。

以上

令和5年(行ウ)第45号

越谷市行政財産「管理を怠る事実」の違法確認請求事件

原告 土屋 公司

被告 越谷市 外1名

証拠説明書(1)

令和6年6月5日

さいたま地方裁判所第4部民事合議2係 御中

被告ら訴訟代理人

弁護士 松崎

被告ら訴訟復代理人

弁護士 石川重弘

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 1	さいたま地裁判決 写 し		令和元年 5月29日	さいたま地方 裁判所	本証により、原告提起にかかる前訴(住民訴訟)が棄却されている事実を立証する。	

乙 2	東京高裁判決	写 し	令和元年 11月 28 日	東京高等裁判 所	本証により、前訴に関 し、控訴棄却判決がな されている事実を立証 する。	
乙 3	最高裁決定	写 し	令和 2 年 9月 8 日	最高裁判所	本証により、前訴に関 し、上告不受理決定が なされ、さいたま地裁 判決が確定している事 実を立証する。	
乙 4	越谷市行政財産の 使用料に関する条 例	写 し	平成 23 年 12月 27 日	越谷市	本証により、行政財産 の使用料については、 減免規定が存在する事 実を立証する。	
乙 5	定款	写 し	令和 4 年 5月 30 日	一般社団法人 越谷市観光協 会	本証により、(一社) 越 谷市観光協会が非営利 団体であり、公共的団 体であることを立証す る。	

令和元年5月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官印

平成29年(行ウ)第42号 越谷市職員措置請求に係る違法不当な確認請求事件

口頭弁論終結日 平成31年2月27日

判 決

埼玉県越谷市蒲生3-15-36

原 告 土 屋 公 司

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

被 告 越 谷 市 長

高 橋 勢

同訴訟代理人弁護士 松崎勝

同訴訟復代理人弁護士 紫原幹子

同 谷田 部 幸

主 文

1. 原告の請求を棄却する。

2. 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、高橋勢に対し、397万6000円及びこれに対する平成30年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事業の概要

本件は、越谷市の住民である原告が、同市が所有する建物である水辺のまちづくり館(以下「本件建物」という。)及びその敷地である別紙物件目録記載の各土地(以下「本件各土地」という。)の管理について越谷市長である高橋勢(以下「高橋」という。)に善管注意義務違反があるため、越谷市に損害が発生したと主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、高橋に対して損害賠償金397万6000円及びこれに対する平成3

0年4月1日(損害発生日より後の日)から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を請求するよう求めた住民訴訟である。

1. 関係法令(地方自治法)

(1) 238条(公有財産の範囲及び分類)

ア 1項

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

1号 不動産

[以下略]

イ 2項 [略]

ウ 3項

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

エ 4項

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(2) 238条の4(行政財産の管理及び処分)

ア 1項

行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

イ 2項ないし6項 [略]

ウ 7項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

2. 前提事実(争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認め

られる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、越谷市の住民である（顕著な事実）。

イ 一般社団法人越谷市観光協会（以下「本件観光協会」という。）は、越谷市における観光に関する計画をつくり推進するとともに、越谷市並びに関連する事業者、団体等との密接な連携のもと観光と産業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立された法人であり、本件建物に事務所を置いている（顕著な事実）。

(2) 本件建物及び本件各土地が所在する地区の状況（乙8）

昭和63年4月、治水対策を目的とする河川事業による調節池建設と、土地区画整理事業による新市街地整備を一体的な事業として行う「レイクタウン整備事業」が国の新規施策として実施され、越谷レイクタウン地区が事業採択された。

平成8年5月に事業の都市計画決定がされ、平成11年12月には、「越谷レイクタウン特定土地区画整理事業」が事業認可を受け、整備が開始され、平成20年3月にはJR武藏野線「越谷レイクタウン駅」が開業した。越谷レイクタウン駅は、越谷レイクタウン地区のほぼ中央に位置し、駅周辺にショッピングモールやレジャー施設が整備され、越谷市の拠点となっている。

本件建物及び本件各土地は、越谷レイクタウン駅の北方に位置し、西隣には、大相模調節池が整備されている。

(3) 本件各土地について（甲1、乙6、乙7の1から3まで）

本件各土地の位置関係は別紙図面のとおりである。

別紙物件目録1の土地は、越谷市が平成4年に取得した後、平成19年に、越谷市土地開発公社（以下「公社」という。）に対して売却し、その後、平成26年4月1日以後、越谷市が段階的に買い戻しを進めている。越谷市は、

買い戻した部分につき、レイクタウン整備事業（拠点施設）の用途とするため、行政財産に分類している（平成29年7月18日時点において、面積約3918m²）。

別紙物件目録2の土地（面積約240m²）及び別紙物件目録3の土地（面積約544m²）は、かねてから越谷市が公園用地又は斎場用地として所有していた土地であるが、越谷市は、これらの土地を、別紙物件目録1の土地と併せて拠点施設用地としての一体的活用を図るため、平成26年4月1日付けて、普通財産から行政財産に分類替えをした。

なお、本件各土地については、平成26年11月15日付で、土地区画整理法に基づく換地処分がされた。

(4) 本件建物について（甲1、乙6、11、弁論の全趣旨）

ア 本件建物の建設の経緯

越谷市等は、平成20年6月、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）に対し、平成26年3月までの期間につき、本件各土地を無償で貸与することとした。そして、UR都市機構は、越谷レイクタウン地区のまちづくりの広報活動及び大相模調節池を利用する人々や地域住民の交流・地域活動の拠点施設とするため、別紙図面のとおり、本件各土地上に、本件建物（面積約391m²）を建設し、本件建物は、平成21年4月に開館した。

イ 越谷市による本件建物の取得

その様、越谷市は、UR都市機構からの申入れを受け、上記の期間後も本件建物を利用することとし、平成26年4月1日付で本件建物を無償で譲り受けた。そして、越谷市は、同日付で、本件建物を普通財産に分類した。

(5) 本件観光協会に対する本件建物の貸付け等（甲1〔7から8頁まで〕、弁論の全趣旨）

ア 貸付けに至る経緯

本件各土地が位置する越谷レイクタウン地区は、第4次越谷市総合振興計画において、越谷市の中心核（越谷駅・南越谷駅周辺）を補完する副次核として位置付けられ、「レイクタウン整備事業用地」（拠点施設用地）として、特性に応じた都市基盤の整備・充実を図るものとされているが、具体的な整備時期、規模、整備手法等は未定である。

そこで、越谷市は、具体的な整備が行われるまでの間、本件各土地の暫定的な利用を図ることとし、本件建物については、本件観光協会に無償で貸し付け、本件建物内に本件観光協会の事務所を置き、越谷市の観光拠点とし、本件観光協会が、UR都市機構が行ってきた事業や関係団体等のつながりを継承しつつ、隣接する大相模調整池を活用した多彩な事業を展開することで、観光推進とにぎわいの創出を図ることとした。

イ 越谷市と本件観光協会との間の本件建物に係る貸付契約

越谷市は、平成26年4月1日、本件観光協会に対し、貸付期間を1年とし、本件建物を無償で貸し付ける旨の契約を締結した。

越谷市及び本件観光協会は、平成27年4月1日以後、上記本件建物に係る貸付契約を1年ごとに更新し、平成29年4月1日にも同様の契約を締結した（甲2。以下「本件契約」という。）。

本件契約の概要は下記のとおりである（甲2）。

記**使用目的（2条）**

本件観光協会は、本件建物を事務所として使用するとともに、観光・物産の振興、地域のにぎわいと活性化のために使用しなければならない。

貸付期間（3条）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

貸付料（4条）

本件建物の貸付料は、無償とする。

使用上の制限（6条2項）

本件観光協会は、本件建物を造作し又は模様替え等の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ越谷市の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

ウ 越谷市と本件観光協会との間の本件各土地に係る覚書

越谷市は、本件建物に係る貸付契約を締結する際、本件観光協会との間で、本件各土地に係る覚書を締結した。越谷市と本件観光協会は、平成27年4月1日以後、毎年、本件建物に係る貸付契約を更新する際、本件各土地に係る覚書も更新しており、平成29年4月1日付けの本件契約締結時にも、本件各土地について覚書（甲20）を締結した。当該覚書の概要は下記のとおりである。

記**使用目的（2条）**

本件観光協会は、本件各土地を本件建物の用地として、観光・物産の振興、地域のにぎわいと活性化に資する活動のために使用するものとする。

使用期間（3条）

本件観光協会が本件各土地を使用する期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

使用料（4条）

本件各土地の使用料は、無料とする。

エ 本件各土地の目的外使用許可

越谷市は、本件観光協会が本件各土地を使用することについて、行政財産の目的外使用許可をしていない（争いのない事実）。

(6) 本件観光協会が委託している事業（甲1）

ア 株式会社BBQカンパニー（以下「BBQカンパニー」という。）に対する委託事業（甲2-1）

本件観光協会は、BBQカンパニーとの間で、平成29年4月1日付けBBQサービスの運営に係る業務委託契約を締結した。同契約においては、越谷市及び越谷市近隣地域の観光の視点に立った「にぎわいの創出」を業務委託の目的とし、本件各土地上において、BBQサービスを運営することとし、その受託業務は、施設を活用したBBQ及び飲食ブースの管理運営等であり、契約期間は1年間であり、施設における水道、光熱費、通信費等はBBQカンパニーが支払うこととされている。

イ NPO法人セイラビリティ越谷（以下「セイラビリティ越谷」という。）に対する委託事業（甲2-2）

本件観光協会は、セイラビリティ越谷との間で、平成29年4月1日付けてディンギーパークの管理運営に係る業務委託契約を締結した。同契約の契約書及び仕様書によれば、ディンギーパーク事業の目的は、越谷市観光振興計画に掲げる「新たな“こしがや”都市型観光」の推進に向けて、大相模調節池を活かした観光コンテンツの充実を図ることなどであり、委託内容は、二人乗り小型ヨット「ハンザディンギ一体験教室」の開催に係る一切の業務、契約の期間は同日から同年9月30日まで、履行場所は大相模調節池で、円滑な業務遂行に必要がある場合は、本件建物の一部を使用することができるとされている。

(7) 本件建物及び本件各土地の使用状況

平成29年7月20日時点（住民監査請求後に現地調査が行われた日）における本件建物及び本件各土地の使用状況は次のとおりである。

ア 本件建物について（甲1〔10, 14頁〕、3-2-2）

本件建物は、本件観光協会の事務所として使用され、会議室、ロビー、

トイレ等は一般利用されている。

本件建物のロビーの一部は、衛立で区切られ、セイラビリティ越谷のスタッフの控室や用具等の置き場所として使用されている。

イ 本件各土地について（甲1〔16頁〕、10, 14, 15, 19, 29-1、弁論の全趣旨）

本件各土地のうち、本件建物南側には、BBQカンパニーによるバーベキュー事業のための複数の雨よけのテント、机及び椅子が置かれ、本件建物北側には、複数の雨よけの屋根付きテラス、バーベキューの来客用の倉庫、酒類販売のコンテナが置かれている。

本件各土地のうち、上記本件建物北側の雨よけの屋根付きテラス等の東側には、セイラビリティ越谷によるディンギーパーク事業のためのカヌー、ヨット等合計39艇が置かれている。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件建物の管理の違法性（争点1）、②本件各土地の管理の違法性、具体的には、行政財産である本件各土地を、本件観光協会が使用することについて行政財産の目的外使用許可を得ていないことの違法性（争点2）、③損害の発生及びその額（争点3）である。

（1）本件建物の管理の違法性（争点1）

（原告の主張）

ア 本件契約の内容

本件契約6条2項本文は、本件観光協会は、本件建物を造作し又は模様替え等の原状を変更してはならない旨規定し、例外的に、同項但書で、越谷市の承諾があれば造作等をしてよいとされている。

イ 本件観光協会の本件契約の条項違反

（7）本件において、越谷市は、本件契約6条2項但書に基づく承諾をしていないにもかかわらず、セイラビリティ越谷に対し、本件建物のロビ

の一部をその事業のためのスタッフの控え室や用具等置き場として使わせている。これは、造作し、原状を変更するものなので、本件契約6条2項に反する。

(イ) 越谷市は、同項但書に基づく承諾をしていないにもかかわらず、日BBQカンパニーが本件土地上に設置しているコンテナに電気を供給するために本件建物から電線を引き込み、さらに、コンテナに水道を供給するために本件建物の水道栓を直結工事することを許容している（甲24）。これは、本件建物の原状を変更することに当たるので、本件契約6条2項に反する。

ウ 以上のように、本件観光協会は、本件契約に違反しているのだから、被告は、本件契約10条に基づき、直ちに契約を解除すべきところ、これをしておらず、違法である。

(被告の主張)

ア 原告が主張する上記イの各点は、以下のとおり、いずれも本件契約6条2項が規定する「原状」の変更には該当しない。

(イ) セイラピリティ越谷は、ディンギーパーク事業を実施すべく、本件建物の一部をスタッフ控室や用具等置き場として利用しているが、本件建物本体に特段の加工を加えることなく使用しているものであり、本件建物の「原状」に変更は加えていない。なお、セイラピリティ越谷は、平成29年度、平成30年度の業務委託契約の終了時には、速やかに搬入した備品等を全て搬出して原状回復している。

(ロ) BBQカンパニーは、本件各土地上で、BBQサービス事業を実施するにあたり、電気や水道を使用すべく、本件建物から電気コード及び水道を引いているが、電気コードについては、本件建物外側に設置されている配電盤内にあるコンセントを利用しているものであるし、水道についても本件建物外側に設置されている水道の蛇口に分歧ソケットを設

置して利用しているものであり、本件建物本体に特段の加工を加えることなく使用しているのであり、本件建物の「原状」に変更は加えていない。

イ 以上のとおり、セイラピリティ越谷及びBBQカンパニーが本件建物の「原状」を変更して本件建物を使用しているとの原告の主張は、事実に反するものであり、本件契約10条2項が規定する契約解除の対象となるものではないから、越谷市が契約を解除しなければならないものではない。

(2) 本件各土地の管理の違法性（争点2）

(原告の主張)

ア 本件各土地は、行政財産であるから、行政財産を使用させる場合に必要な手続をするなどして、適切に管理される必要がある。

本件観光協会は、BBQカンパニーに対し、本件各土地上で、営利目的であるバーべキュー事業を運営させ、屋根付きウッドデッキの飲食場所、BBQ専用キッチン、酒類コンテナを設置させ、さらに、セイラピリティ越谷に対し、本件各土地をヨット及びカヌー置き場として使用させている。地方自治法238条の4第2項では、行政財産に私権を設定することが禁止されているところ、上記のように、一部特定の人間に無償利用させることは、私権の設定に当たり、本件では行政財産の使用許可がされていないのであるから、これは行政財産の目的外使用に当たり、地方自治法238条の4第2項に反し、違法である。

また、越谷市財産規則20条（甲6）によれば、行政財産を使用する場合には、行政財産使用許可申請書を提出しなければならないが、越谷市は、本件観光協会から同申請書を徴収していない。

したがって、被告は、「不當に財産の管理を怠」（地方自治法242条1項）っているといえる。

イ 被告は、本件建物に係る賃付契約である本件契約に付随するものとして

本件各土地の使用を認めている旨主張する。確かに、建物の賃貸借契約がある場合に敷地に利用契約がなくても、敷地の利用権があるとされているが、その場合であっても、敷地を無制限に使用できるわけではなく、必要とされる程度に限られる（東京高裁昭和34年4月23日判決参照）。本件では、B B Qカンパニーは、屋根付きテラス等の工作物を使用し、また、コンテナをモルタルで固定し、本件建物から水道管及び電線を引くなどして簡単には撤去できないようなコンテナを設置してバーベキュー事業を営んでおり、セイラピリティ越谷は、土の中に鉄の単管パイプを打ち込み、船屋台を設置しているが、これらは、「容易に撤去できる仮設的工作物の設置」ではなく、本件建物を利用する人が本件各土地を通行する等の通常の用法として使用する等の「必要とされる程度」の使用にとどまっているとはいえない。

被告は、バーベキュー事業は目的が公益である旨主張するが、市民は無料でバーベキューできるわけではなく、席料のみで最大一人3時間2300円かかることからすれば、バーベキュー事業は、収益を目的としており、民間事業者の営利目的の酒類提供を伴う飲食店の営業は、公益的事業とはいえない。

また、本件観光協会が、セイラピリティ越谷に、本件各土地上に39艇のカヌーや手漕ぎボート等を置かせていることは、特定の船の所有者の便宜を図るものであり、一般人は入れないように囲いが設けられ利用できないのであるから、行政の目的とする公平・公正さに欠け、認められる行為ではない。

被告は、最高裁昭和57年10月7日判決を引用するが、同判決は、都政省庁舎管理規定の中での使用権を巡って、庁舎内における規定について、行政財産の目的外使用の許可には当たらないとの判断を示したものである。一方、本件は、被告が所有している土地なので、一般公衆に幅

広く利用されるべきであり、本来の利用目的と大きくかけ離れた利用であるので、同判決の概要とは全く異なるものである。

ウ 監査結果は、行政財産の管理については法令により厳格な手続が定められており、その趣旨を踏まえて、法及び越谷市財産規則に基づく手続をとることを十分に検討された旨指摘しており、法令違反の事実を越谷市監査委員も認めている。

（被告の主張）

ア 行政財産目的外使用許可の手続の要否について

(7) 「建物」は、その敷地である土地と密接不可分に結びついているものであり、例えば、「建物の賃貸借契約」においては、当該建物の敷地の使用も含めて「建物の賃貸借契約」が締結されるものであり、「建物の賃貸借契約」とは別に、「敷地の賃貸借契約」が別途締結されるものではない。

越谷市は、本件各土地については、あくまで本件建物の敷地と判断して法的対応をなしていないのであり、本件建物に係る貸付契約に付随するものとして、敷地の使用を認めているに過ぎない。越谷市は、念のために、本件各土地について、本件観光協会と「覚書」（甲20）を締結しているのであり、覚書の前文においても、本件建物の用地として使用する旨明記している。

したがって、本件各土地の使用に際して、行政財産目的外使用許可の手続を経ていないことを理由に被告の対応が違法と評価されるべきものではない。

(4) なお、地方自治法238条の4においては、行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであり、原則として、行政財産を私法上の關係において運用することを禁止しており、「普通地方公共団体において公用又は

公用に供し」ている行政財産についてはまさに妥当するものの、現に「公用又は公用に供し」ていない行政財産については、直ちに妥当しないと解される。

(6) また、最高裁昭和57年10月7日判決民集36巻10号2091頁は、行政財産である旧郵政省の郵便局庁舎の掲示板の利用（使用）關係について、国有財産法18条3項にいう行政財産の目的外使用の許可にも当たらないと解するのが相当と判示し、行政財産については、「行政財産の目的外使用許可」以外の利用關係が存在する旨を判示している。

イ 越谷市が本件観光協会に本件各土地を使用させていることが載量の範囲内であること

(7) 地方自治法238条は、普通地方公共団体の所有に属する不動産を公有財産と定義するものの、公有財産をいかに管理すべきかについて明文規定を設けていないのであるから、公有財産の管理は普通地方公共団体（より具体的には、普通地方公共団体の長である。）の裁量に委ねられていると解される。

上記裁量は無制限のものではなく、同法2条14項が規定する「最少経費、最大結果」の原則による制限に服すると解される。

(8) 被告は、本件各土地について、レイクタウン整備事業用地として、都市基盤の整備を図ることを予定しているが、具体的な整備時期、規模、手法は未定であることから、具体的な整備が行われるまでの間、暫定的な利用を図るべく対応している。

越谷市は、上記状況を踏まえ、最少の経費、すなわち本件各土地に特段の管理費用を支出することなく管理すべく、本件各土地を無償で本件観光協会に使用させることとしたのである。

越谷市の上記対応は、合理的なものとして載量の範囲内にあることは明らかである。

ウ 原告の主張について

(1) 原告は、本件観光協会がBBQカンパニーと営利を目的とした業務委託契約を締結している旨主張する。しかし、本件観光協会は、あくまで「地域の賑わいと活性化に資する活動」の一環としてBBQカンパニーと業務委託契約を締結しているのであり、また、本件観光協会は、BBQカンパニーによるバーベキュー事業から一定の収入を得ている事実はあるものの、本件観光協会は、一般社団法人であり、いわゆる営利法人とは異質の法人であることからしても、営利を目的としてバーベキュー事業を行っているものではない。

(2) 原告は、本件各土地に私権を設定したなどと主張する。しかし、上記(1)のとおり、本件観光協会は、覚書2条が規定する「地域の賑わいと活性化に資する活動」の一環として、本件各土地の一部について、BBQカンパニーと業務委託契約を締結してバーベキュー事業を行っているに過ぎないものであるし、また、本件観光協会は、ディンギーバーク事業を行うにあたり、セイラビリティ越谷と業務委託契約を締結し、これに基づき必要な用具の置き場所等として本件建物の一部の使用を認めているに過ぎないものであり、本件各土地について特別な使用権を付与しているものではない。

(3) 損害の発生及びその数額（争点3）

(原告の主張)

ア 本件建物の賃料相当額

BBQカンパニーが本件建物から電気及び水道を引いて使用しているにもかかわらず、本件観光協会が本件契約を解除しないことにより、被告は、電気代及び水道代として年額合計120万円（月額10万円の1年分）の支払を受けられないという損害を被っている。

イ 本件各土地の賃料相当額

本件観光協会が使用している本件土地の面積は、合計459畝である。また、本件建物が建っている土地の近隣である越谷市レイクタウン5丁目30番3の地価公示価格は14万4000円であり、越谷市行政財産の使用料に関する条例に基づき営業行為のために使用する場合に納めるべきとされる額は1000分の3.5である。そうすると、越谷市が被った損害は277万6000円となる。

(計算式)

$$14万4000円 \times 3.5 / 1000 \times 459畝 \times 12か月 = 277万6000円$$

ウ 越谷市は、上記の本件建物及び本件各土地の賃料相当額の合計である397万6000円の損害を被ったから、高橋は、同額及びこれに対する平成30年4月1日から支払済みに至るまで法定利率年5%の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

(被告の主張)

争う。越谷市は、本件建物及び本件各土地について、本件契約を締結して以降、いかなる金員（公費）も支出していないのであるから、損害は生じていない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件建物の管理の違法性）について

(1) セイラピリティ越谷が本件建物の原状を変更したとの主張について
前記前提事実(7)ア及び弁論の全趣旨によれば、セイラピリティ越谷は、本件建物のロビーの一部を衝立で区切り、スタッフの控室や用具等置き場として使用していること（甲32-1及び甲32-2〔平成29年9月3日に撮影された写真①〕）、本件観光協会がセイラピリティ越谷に対して業務委託しているのは、1年のうち一定の期間であり、その期間外は上記衝立や用具等は撤去されていること（甲32-1及び甲32-2〔平成31年2月8日

に撮影された写真②〕）が認められる。

これらの事実からすれば、セイラピリティ越谷は、本件建物内に衝立や用具を置くなどしているものの、委託期間外には容易に撤去して原状回復できる程度のものであるということができるから、本件建物に造作を加え、模様替えをしているとはいえる、「原状を変更」（本件契約6条2項）したものには当たらない。

(2) BBQカンパニーが本件建物の原状を変更したとの主張について

ア 証拠（甲24〔写真①〕）及び弁論の全趣旨によれば、BBQカンパニーは、本件建物外にある屋外の水道の蛇口を分岐させる部品を取り付け、そこから事業に係るコンテナに水を引いていることが認められるところ、部品を取り付けたのは本件建物自体ではなく、また、蛇口の原状回復にはさほどの困難があることはうかがわれないことからすれば、上記の行為は、本件建物に造作を加えているとはいえる、「原状を変更」（本件契約6条2項）したものには当たらない。

イ 証拠（甲30-2〔写真①ないし⑤〕）及び弁論の全趣旨によれば、BBQカンパニーは、本件建物の外壁に設置されている配電盤内にある電源にプラグを差して電気コードを通じてコンテナに電気を引いていることが認められるところ、本件建物自体には何ら造作が加えられておらず、電気コード等の撤去にはさほどの困難があることはうかがわれないことからすれば、上記の行為は、「原状を変更」（本件契約6条2項）したものには当たらない。

(3) 以上からすれば、本件観光協会が、本件契約の条項に違反したとはいせず、被告に、本件契約を解除すべきであるにもかかわらずこれをしていない苦管注意義務違反があるとは認められない。

2 争点2（本件各土地の管理の違法性）について

(1) 原告は、本件各土地が行政財産にもかかわらず、本件観光協会が、行政財

産の目的外使用許可を得ずに本件各土地を使用していることが、地方自治法第238条の4に反し違法であると主張する。

(2) 本件各土地の行政財産該当性について

ア 地方自治法は、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち不動産等の一定のものを公有財産とし（第238条1項），さらに公有財産を行政財産と普通財産とに分類している（同条3項）。

このうち、行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（同法第238条4項）。そして、公用に供する財産とは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいい、公共の用に供する財産とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、公用又は公共用に供することと決定した財産とは、いまだ現実に公用又は公共用に供されてはいないが、将来、公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産をいうと解される。

イ 行政財産については、原則として、貸付け、交換、充払い、譲与、出資の目的とすること、信託すること、私権を設定することが禁止されている（同法第238条の4第1項）。これは、行政財産は、普通地方公共団体自身による行政執行の物的手段として、直接、特定の行政目的達成のために供されるべきものであるという観点から、その管理及び処分について、厳格な制約を設けたものということができる。

行政財産について上記のような規律を設けた趣旨に照らすと、普通地方公共団体が公有財産として不動産を所有する場合において、当該普通地方公共団体自身が当該財産を、直接、特定の行政目的達成のために供していないときは、仮に、当該財産が間接的に普通地方公共団体の行政に貢献する機能を果たしているとしても、行政財産に当たらないと解さ

れる。

これを本件についてみると、前記前提事実(5)のとおり、本件各土地については、将来、越谷レイクタウン地区における都市基盤の整備・充実を図るための用地とすることが予定されているが、具体的な整備時期、規模、整備手法等は決まっておらず、越谷市は、具体的な整備が行われるまでの間、暫定的に、越谷市の観光推進とにぎわいの創出を目的として本件建物を本件観光協会に貸し付け、本件各土地を本件建物の敷地として一体的に使用させることにしたこと、そして、本件各土地は、本件観光協会の事務所が置かれている本件建物の敷地として使用され、本件観光協会から委託を受けた会社等により、観光推進等の事業のために使用されていることが認められる。また、前記前提事実(4)のとおり、越谷市は、本件各土地上にある本件建物を普通財産として分類しており、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産として取り扱っていないことが認められる。

以上の点を総合すると、越谷市が本件建物を本件観光協会に貸し付けたことに伴い、本件観光協会が本件建物の敷地である本件各土地を使用することは、間接的に越谷市の行政に貢献する機能を果たすことになるにすぎず、越谷市自身が、直接、特定の行政目的達成のために本件各土地を供しているとはいえないから、本件各土地は、公用又は公共用に供している財産には当たらないと解される。

ウ もっとも、越谷市は、本件各土地につき、現時点で具体的な整備時期、規模、整備手法等を決めてはいないとはいえ、将来において、越谷レイクタウン地区における都市基盤の整備・充実を図るための用地とすることを決定していることからすれば、本件各土地は、公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産に当たると解される。

前記前提事実(3)によれば、越谷市は、別紙物件目録1の土地のうち同

市が所有する部分並びに別紙物件目録2及び3の土地について、越谷市財産規則（乙3）に基づき、行政財産に分類していることが認められるところ、この分類は、上記の観点によるものと解される。

エ 以上のとおり、越谷市における本件各土地の用途には、短期的（暫定的）な側面（上記イ）と長期的な側面（上記ウ）があり、短期的にみれば、その所有は、普通財産たる本件建物が土地上に存在していることを前提とするものであって、公用又は公共用に供するものではないが、長期的にみれば、その所有は、将来、公用又は公共用の目的に供することを予定したものであるということができる。そうすると、本件各土地は、公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産として、行政財産に当たるというべきである。

（3）目的外使用許可処分をしなかったことの違法性について

ア 前記前提事実(5)によれば、越谷市は、本件観光協会との間で本件契約を締結し、本件建物を使用することを認めた上、さらに、覚書を締結し、本件各土地を本件建物の敷地として使用することを認めているが、本件各土地につき、行政財産としての目的外使用許可をしていない。

この点、被告は、本件各土地は本件建物の敷地であり、本件契約に付随するものとしてその使用を認めていることから、目的外使用許可の手続を経ることを要しない旨主張する。

しかし、前記前提事実(4)並びに証拠（甲15）によれば、本件各土地上に存する本件建物の建築面積は、本件各土地の面積の1割にも満たず、また、本件建物の周囲には塀等が存在せず、本件建物の敷地とされる土地の範囲が外縁上明確にされていないことに照らすと、普通財産である本件建物の使用が当然に行政財産である本件各土地全体の使用を伴うという関係にあると見ることは困難である。そして、本件観光協会による本件各土地の使用の用途は、本件各土地の行政財産としての用途とは異

なるものであるから、目的外使用許可の手続を経ることが必要であると解される。

上記と異なる被告の主張は、採用することができない。
イ もっとも、本件観光協会が本件各土地を使用することにつき、目的外使用許可の手続を経る必要があるとしても、当該許可手続における審査の中核は、越谷市の観光推進やにぎわいの創出を行うことを目的として本件各土地を暫定的に使用することが、本件各土地の長期的な用途との関係で支障がないかどうかという、公物管理としての当否であって、財産的管理としての当否ではない。

また、上記で判示したとおり、本件各土地は、将来、越谷レイクタウン地区における都市基盤の整備・充実を図るための用地とすることが予定されているが、具体的な整備時期、規模、整備手法等は決まっていないものであるから、それを、一年ごとに更新をすることを前提として、暫定的に、公共的団体の性格を有する本件観光協会に公益事業の用に供する目的の下で無償により使用させること（越谷市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（乙4）4条参照）は、その財産的管理として、不合理なものではない。

この点に關し、原告は、本件各土地において、本件観光協会が委託した事業者により、単なる仮設的作業物の設置とはいえないような利用がされている点や、賃料をあげる事業が行われている点を指摘するが、本件建物に係る本件契約（甲2）の定めに従い、本件各土地を使用できる期間は一年ごとに更新がされ（3条）、暫定的な使用を許すことが前提とされており、また、使用終了時には原状回復義務が負わされていること（11条）に照らすと、原告が指摘する点は、必ずしも、越谷市における財産的管理の不備を示すものとはいはず、上記の判断を覆すに足りる事情とまではいえない。

ウ 以上の点を勘案すると、越谷市において、目的外使用許可の手続を経なかつたことが、直ちに、本件各土地の財産的管理を怠るものとして、財務会計行為上の違法をもたらすということはできないと解するところが相当である。

3 よって、その余の争点（争点3）について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

谷口豊

裁判官

倉方エリ

裁判官日暮直子は、権官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

谷口豊

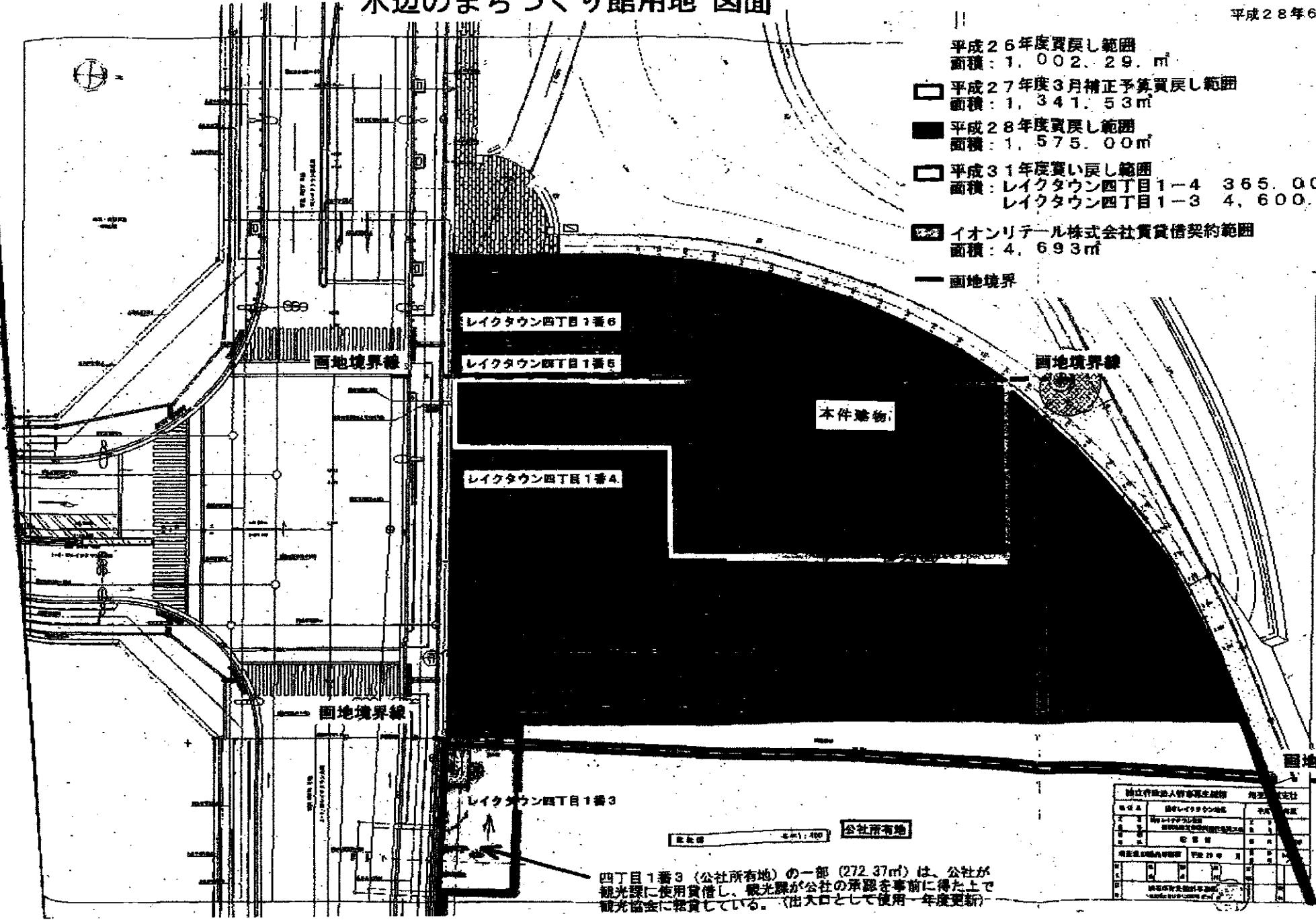
別紙

物 件 目 標

1 所 在	越谷市レイクタウン4丁目
地 番	1番4
地 目	宅地
地 積	4283.82m ²
2 所 在	越谷市レイクタウン4丁目
地 番	1番5
地 目	宅地
地 積	240.28m ²
3 所 在	越谷市レイクタウン4丁目
地 番	1番6
地 目	宅地
地 積	544.25m ²

平成28年6月1日
2024年 6月 5日 12時22分
機関別図面

水辺のまちづくり館用地 図面



これは正本である。

令和元年5月29日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 桑原沙弥



さいたま 18-008935

令和元年 11月 28日判決言渡 周日判決原本領收 裁判所書記官

令和元年(行コ)第179号 越谷市職員損害請求に係る違法不当な確認請求控訴

事件(原審・さいたま地方裁判所平成29年(行ウ)第42号)

口頭弁論終結日 令和元年9月24日

判 決

埼玉県越谷市著生3-15-36

控訴人 土屋 公司

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

被控訴人 越谷市長 高橋 努

同訴訟代理人弁護士 松崎 雄

主 文

1. 本件控訴を棄却する。

2. 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

(略称は、原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

1. 原判決を取り消す。
2. 被控訴人は、高橋努に対し、397万6000円及びこれに対する平成30年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

1. 本件は、埼玉県越谷市の住民である控訴人が、同市が所有する建物である水辺のまちづくり館(本件建物)及びその敷地である原判決別紙物件目録記載の各土地(本件各土地)の管理について、越谷市長である高橋努(高橋)に善管注意義務違反(①賃付契約[本件契約]違反[承諾のない原状変更]があるのに本件契約を解除していないこと及び②行政財産である本件各土地を目的外使用許可の手続を経ずに無償使用させていること)があり、同市に損害が発生し

たと主張して、越谷市の執行機関である被控訴人に対し、高橋に対して損害賠償金397万6000円(本件建物の賃料相当額120万円及び本件各土地の賃料相当額277万6000円)及び遅延損害金(起算日は損害発生日後の日である平成30年4月1日、利率は民法所定の年5分)を請求するよう求める住民訴訟である。

原判決は、控訴人の上記請求を棄却し、被控訴人が控訴した。

(1) 開示法令、前提事実並びに争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第2の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 3頁10行目の「(乙8)」を「(乙6, 8, 11)」に改める。

イ 3頁23行目の「別紙図面」の次に「(乙6.)」を加える。

ウ 3頁26行目の「進めている。」を「進めており、平成31年度(令和元年度)に公社からの買取りが終了する予定とされている。(現在の共有持分は、越谷市が持分42万8382分の39万1882、公社が42万8382分の3万6500である。)」に改める。

エ 4頁13行目の「越谷市等」を「越谷市」に改める。

オ 4頁14行目の「3月」を「3月31日」に改める。

カ 4頁14行目から15行目にかけての「本件各土地」を「原判決別紙物件目録2及び3の各土地(なお、同目録1の土地については、別途、当時の所有者である公社が無償貸与した。)」に改める。

キ 4頁21行目の「UR都市機構からの申入れ」を「UR都市機構から上記の使用貸借期間満了後においても本件建物を活用してほしいので越谷市に譲渡したいとの申入れ」に改める。

ク 5頁6行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「契約の解除(10条1項)

越谷市は、本件観光協会が次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(3) 第6条の規定に違反したとき。」

ク 7頁20行目の「必要がある場合は」の次に「、本件観光協会の承認を得て」を加える。

ク 8頁23行目の「越谷市の承諾」を「あらかじめ越谷市の書面による承諾」に改める。

ク 9頁2行目の「造作し、原状を変更するもの」を「造作し又は機器替え等の原状を変更するもの」に改める。

ク 10頁6行目の「10条2項」を「10条1項」に改める。

ス 10頁16行目の「地方自治法238条の4第2項では、行政財産に私権を設定することが禁止されている」を「地方自治法238条の4第1項は、行政財産の貸付けにつき厳格な規定を定め、同条第2項に規定する場合を除き、行政財産に私権を設定することが禁止されている」に改める。

セ 12頁4行目の「法」を「地方自治法」に改める。

シ 13頁5行目の「国有財産法18条3項」を「旧国有財産法18条3項（現行の6項）」に改める。

タ 14頁12行目の「一貫として」を「一様として」に改める。

チ 14頁23行目の「被告」を「越谷市」に改める。

ツ 15頁3行目の「14万4000円」の前に「1平方メートル当たり」を加える。

エ 15頁5行目の「額は1000分の3、5である。」を「額（月額）はこれに1000分の3、5を乗じ、使用面積を乗じた額が相当である。」に改める。

■ 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、以下の

とおり原判決を補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 16頁15行目の「甲30-2〔写真①ないし⑥〕」の次に「、34-3〔写真①ないし⑥〕」を加える。

(2) 16頁16行目から17行目にかけての「配電盤内にある電源にプラグを差して」を「配電盤（分電盤）に直接配線をして」に改める。

(3) 16頁18行目から19行目にかけての「電気コード等の撤去にはさほど困難があることはうかがわれないこと」を「控訴人が主張するところ、原告回復に際して、全ての電源を落として接続し直し、漏電が無いか否か検査することが必要であるとしても、さほど困難な工事とはいえないこと（なお、配電盤（分電盤）に直接配線をするに際し、前もって越谷市の承諾を受けることがより適当であったとはいえるとしても、原状を変更する程度が軽微であることや控訴理由を受けて、今後はコンセントを用いた配線に改めることを本件観光協会が約していること等の事情に鑑みれば、上記配線方法の指達のみをもって、越谷市が本件契約を解除すべきであったとまで認めるのは困難である。）」に改める。

(4) 18頁24行目から25行目にかけて及び19頁9行目から10行目にかけての「公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産」をいすれも「公用又は公共用の目的に供すべきことと決定した財産」に改める。

(5) 20頁9行目の末尾に「前記のとおり、越谷市が目的外使用許可の手続を経ずに本件各土地を使用させたことが、公物管理（一般行政上の管理）の観点からみて適切でないとしても、このことから直ちに財産的管理（目的物の財産的価値の維持・保全・実現を目的とする管理）を違法に怠ったとは認められない（なお、本件観光協会は、本件各土地を使用することにつき、目的外使用許可の手続は経ていないが、被控訴人の主張及び前記覚書〔甲20〕

に上れば、越谷市は本件観光協会が本件各土地を使用することを承認していることは明らかであり、不法占有とは異なる。」。」を加える。

(6) 20頁15行目の「越谷市」の前に「越谷市行政財産の使用料に関する条例(平9)5条。なお、」を加える。

(7) 20頁23行目の「原状回復義務が負わされている」を「本件観光協会が原状回復義務を負うとされている」に改める。

(8) 21頁4行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「3. なお、本件各土地は、現時点で具体的な整備時期、規模、整備手法等が未定の行政財産（公用又は公共用の目的に供すべきことと決定した財産）であるところ、本件観光協会が本件各土地を暫定的に使用することによってその長期的な用途（レイクタウン地区における都市基盤の整備・充実を図るための用地）が妨げられたとは認め難いこと（むしろ、レイクタウン整備事業の目的・性質等に照らせば、越谷市の観光振興やにぎわいの創出という目的自体は、上記用途に適うものというべきである。）。本件契約及び覚書の締結以後、本件各土地の維持・管理にかかる費用は本件観光協会が負担しており、越谷市は公費を一切支出していないこと（弁論の全趣旨）、行政財産である本件各土地については、そもそも賃貸等によって越谷市が収益を上げることが予定されていないこと等の事情に照らせば、本件各土地を本件観光協会が無償使用したことによって、越谷市に損害が発生したと認められないことも明らかである。」

〔判決〕

以上によれば、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

白石史子
高井俊文
大垣貴清

これは正本である。

令和元年11月28日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 久 次 孝 律



3

裁判長
認印

調書(決定)

事件の表示	令和2年(行ヒ)第93号
決定日	令和2年9月8日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	宮崎裕子
裁判官	戸倉三郎
裁判官	林景一
裁判官	宇賀道也
裁判官	林晴
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所令和元年(行コ)第179号(令和元年1月28日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年9月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 新川高広



当事者目録

司 公 会 士 土 申 立 人 方 手 相

橋 高 势 勢 谷 市 長 高 橋 勝

これは正本である。

令和2年9月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 新川高五



第6編 財務(越谷市行政財産の使用料に関する条例)

○越谷市行政財産の使用料に関する条例

平成23年12月27日
条例第24号

(題旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第226条の規定により収取する法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、別に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の納付)

第2条 法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可(以下「行政財産使用許可」という。)を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、別表により算定した額(その額が100円に満たない場合にあっては100円)とする。

(使用料の納付方法)

第4条 使用料は、行政財産使用許可を受けた際に、その全額を納付しなければならない。ただし、行政財産使用許可を受けた使用の許可期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料については、年度ごとに当該年度分を割りなければならないものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を分権割りきさせることができる。

(使用料の軽減及び免除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところに上り、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他の公団又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設の用に供するため行政財産を使用するとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 要件は、使用料は、還付しない。ただし、公用又は公用に供するため行政財産使用許可を取り消したとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

(過剰)

第8条 許可その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(越谷市有土地建物使用料条例の廃止)

2 越谷市有土地建物使用料条例(昭和29年条例第15号)は、廃止する。

別表(第3条同様)

種類	使用区分	単位	使用料
土地	電柱、支柱、支架その他の電気通信事業者のために要する工作物その他の物件及び施設(以下この表において「電気通信事業施設」という。)の用地として使用させる場合	年額	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定める宅地における対価の基準額に相当する額
	道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定による道路占用許可の対象となる工作物そ	年額	越谷市道路占用料徴収条例(平成9年条例第18号)別表に定めるところによ

第6編 財務(越谷市行政財産の使用料に関する条例)

の他の物件及び施設(電気通信事業施設を除く。)の用地として使用させる場合	り算定した額に相当する額
自転車充電の用地として使用させる場合	1台につき50,000円
上記以外の工作物等の用地及び展示場、店舗月額	当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額に当該土地の面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
並びに営業行為、兼して行う報酬、賃料を目的とする競技会、展示会、集会等の催しその他これらに類する行為(以下この表において「営業行為等」という。)のために使用させる場合	
上記以外の用途により土地を使用する場合	類似のものの使用料を勘査して市長が定める額
建物	
建物の全部を使用させる場合	大に沿てる額の合計額
(1) 当該建物の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額	
(2) 当該建物の整地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額	
自動販売機の設置のために建物の一部を使用させる場合	1台につき50,000円
事務所、倉庫、食堂、完結、理容所その他のこれらに類する施設及び営業行為等のために建物の一部を使用させる場合	当該建物の全部を使用する場合の使用料の額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
上記以外の用途により建物の一部を使用する場合	類似のものの使用料を勘査して市長が定める額
工作物	
	当該工作物の種類に応じて市長が定める額

備考

- 火災、搶奪その他の災害についての保険を付している建物を使用させる場合、土地、建物若しくは工作物の使用について電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、機器、装置等を要する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額にそれぞれ当該災害についての保険の費用、電気等の料金又は設備等に要する費用に相当する額を加算した額とする。
- 年額を単位として定める使用料についてその使用をさせる期間に1年に満たない場合は月額りをもって使用料の額を計算し、1年に満たない場合は1月として使用料の額を計算する。
- 月額を単位として定める使用料についてその使用をさせる期間に1月に満たない場合は、日割りをもって使用料の額を計算する。
- 土地及び建物で、その使用面積に1平方メートルに満たない場合はその面積は切り上げるものとし、その使用面積が1平方メートルに満たない場合は使用面積を1平方メートルとして使用料の額を計算する。
- 使用の種類、立地条件、類似のものの使用料その他の事情を考慮した場合において、この表に定めるところにより使用料を徴収することが適当ないと市長が認めるときは、その使用に係る使用料の額は、それらの事情を勘査してその幅度市長が定める。

一般社団法人 越谷市観光協会 定款

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人越谷市観光協会と称す。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県越谷市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
これを変更又は廃止する場合にも同様とする。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、越谷市における観光に関する計画をつくり推進するとともに、越谷市並びに周辺する事業者、団体等との密接な連携のもと観光と産業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とし、これを達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発
- (2) 観光に関する情報の収集と発信
- (3) 旅行商品の企画、開発事業
- (4) 観光施設等の受託及び管理、運営
- (5) 物産振興に関する調査、研究、商品企画開発及び物産販売事業と販売店舗の運営
- (6) 観光に寄与する受託事業
- (7) 観光に関する研修、講演等に関する事業
- (8) 観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援
- (9) 農業、商工業の振興に関する観光事業
- (10) 観光ボランティアの育成、活用に関する事業
- (11) 観光事業を行う機関並びに団体との連絡協調
- (12) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(会員)

- 第6条 当法人は、この法人の目的に賛同した個人、法人、団体で、次条の規定により当法人の全員となつた者をもって構成する。
- 2 当法人の会員は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

- 第6条 会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式により申し込まれなければならない。
- 2 入会の可否については、当法人が別に定める基準により、代表理事たる会長が決定し、本人に通知するものとする。本通知をもってこの法人の社員となる。
- なお、会長は入会の可否の決定について、理事会に報告するものとする。

(会費)

- 第7条 会員は、当法人が別に定める会費を納入しなければならない。

(社員資格喪失)

- 第8条 社員が、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員たる法人、団体が解散したとき
 - (3) 2年分以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(退会)

- 第9条 社員は、退会届を代表理事たる会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第10条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、一般法人法第49条第3項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨を通知し、かつ、その除名の通知を受けた社員には、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 当法人の定款又は規則、規程に違反したとき

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

- (3) その他の正当な理由があるとき

- 2 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 社員が、第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この社人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の提出品はこれを返還しない。

(社員名簿)

- 第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。この会員名簿をもって一般法人法上の社員名簿とする。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第13条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成員及び議決権)

- 第14条 社員総会は、社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬並びに費用に関する規程の制定、変更、廃止
- (5) 会員に関する規程の制定、変更、廃止
- (6) 社員の除名
- (7) 社員総会運営規則の制定、変更、廃止
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(11) 理事会において社員総会に付議した事項

(12) 前各号に定めるものはか一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集時期)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3ヶ月以内に開催する。

2 隨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会が招集の請求をしたとき

(2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会招集の請求が理事会にあったとき

3 前項第 2 号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会とする招集の通知が発せられない場合

(招集権者)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事たる会長が招集する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事たる会長は、前条第 2 項第 1 号の規定による社員総会招集の請求があったときは、その日から 6 週間以内に随時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各社員に通知しなければならない。

(監査)

第18条 社員総会の監査は、代表理事たる会長がこれに当たる。

2 代表理事たる会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が監査になる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に

規定するものを除き、総社員のうち過半数の社員が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委託することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(監事会)

第22条 社員総会の監事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の現在員数及び出席者数(書面による議決権行使者及び代理人による議決権行使の場合にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 監事の権限の概要及びその結果

(5) 監事監署名人の選任に関する事項

2 監事会には、監査及びその会議において選任された監事監署名人 2 名以上が署名しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に關し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか社員総会において定める社員総会運営規則による。

第 4 章 理事・監事及び理事会

第 1 節 理事・監事

(役員の設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 1 名以上 9 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長、2 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第 90 条第 3 項の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事と

する。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各自選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって定める。
- 3 理事（清算人を含む。以下同じ）について、その理事及びその理事の配偶者又は子親等以内の親族、その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3 分の 1 以下でなければならない。
- 4 監事は、当法人又は当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは欠けたときは、会長の業務の執行に係る職務を代行する。ただし、会長の代表権に係る職務権限を除く。
- 4 常務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき業務を処理する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為の恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要なときは、会長に対して理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集すること
- (6) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前項により選任された理事及び監事の任期は、前任者の在任期間の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選出された理事及び監事の任期は、他の在任理事及び監事の在任期間の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期終了後において、定員を欠くに至った場合には、辞任又は任期終了後においても新たに選任された者が就任するまで、その職務を行いう権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 理事及び監事が、次の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員のうち過半数の社員が出席し、出席した社員の三分の二以上の決議に基づいて行わなければならぬ。

- (1) 職務上の義務に違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めたとき

(報酬等)

第 30 条 常勤の役員には報酬を支給することができる。その総額については、社員総会において定め、具体的な額は、当法人の別に定める報酬規程による。

- 2 非常には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにこの法人の事業の種類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにこの法人との取引
- (3) 当法人がその理事の資本を保証すること、その代理等以外の者と間におけるこの法人との理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第 32 条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任する。

- 3 理事会は、会長の過隙に応え会長に対し意見を述べ、要請のあった場合、理事会に出席して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第33条 当法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 各事業年度の事業計画及び収支予算の決定
- (3) 規則、規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 理事の職務の執行に対する監督
- (5) 会長、副会長、常勤理事、顧問の選任及び解職
- (6) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に相集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第27条第1項第8号の規定により、監査から会長に相集の請求があり監事が招集したとき

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第3号及び第4号により招集された場合を除く。
- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長になる。

(定期)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるものほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

(理事会)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

第5章 計算

(財産の管理及び運用)

第41条 当法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終まる。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 当法人の事業計画及び収支予算に関する書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の事業計画及び収支予算に関する書類については、定期社員総会に報告する

ものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の前日まで前年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の決定を経て、定時社員総会に提出し、決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 捐益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 上記に関する附属明細書
- (5) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会の決定を得て、社員総会に提出し、社員総会において出席社員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第46条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金)

第47条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員のうち過半数の社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(合併等)

第49条 当法人は、社員総会において、総社員のうち過半数の社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条に規定する事由により解散するほか、社員総会において総社員のうち過半数の社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に譲与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の運営に関して必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 本務局には、法令に定めるところにより次の書類を備え置き、社員及び債権者の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可等及び登記に関する書類
- (4) 事業報告
- (5) 貸借対照表
- (6) 捐益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 上記(4)～(6)に備する附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第8章 附則

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令によるものとする。

(財産の譲受け)

第55条 越谷市観光協会（権利能力なき社団）の財産を理事会の議決を経て譲り受ける。

当会社の定款に相違ありません

令和4年5月30日

一般社団法人 越谷市観光協会

代表理事 江原 武男